

駐車監視員活動ガイドライン

【五日市 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。
 なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	都道7号線	五日市街道	JR武蔵五日市駅前交差点	山田724番地先引田バス停前交差点	9-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道32号	秋川街道	あきる野市留原266番先	あきる野市三内259番先	9-19	区間変更
2	主要地方道33号	檜原街道	五日市166番地東町交差点	小中野167番地交差点	9-19	
3	都道185号線	増戸通り	山田538番地	西多摩郡日の出町大字平井2566番	9-19	区間変更
4	都道61号線	—	山田537番地山田交差点	網代393番地網代トンネル入口交差点	9-19	区間変更

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(五日市街道)周辺	9-19	
2	JR武蔵五日市駅周辺	9-19	
3	秋川流域におけるキャンプ地等行楽施設周辺(秋川橋河川公園付近)	9-19	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(秋川街道、檜原街道、増戸通り、都道61号線)周辺	9-19	
2	秋川流域におけるキャンプ地等行楽施設周辺(小和田橋付近)	9-19	
3	網代トンネル入口から五日市トンネル入口付近及び周辺	9-19	
4	秋川流域におけるキャンプ地等行楽施設周辺(山田総合グラウンド付近)	9-19	
5	秋川流域におけるキャンプ地等行楽施設周辺(網代橋付近)	9-19	
6	増戸駅周辺	9-19	
7	秋川消防署周辺	9-19	

削除した路線・地域等

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道	平井通り	あきる野西インター交差点	日の出町大字平井2566番地西平井交差点	9-19	

